

●消費生活相談事例●



天皇陛下の退位に便乗した商法に注意!

数日前、見知らぬ業者から「あなたは年号が変わることはご存知ですか。天皇陛下の最後のお写真を買いませんか」と電話があり、しつこく勧誘されたので了承してしまった。その後写真集が届いたが、落ち着いて考えてみると3万6千円と高額なので解約したい。(岡山市：女性)

消費者へのアドバイス

天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。長時間に渡って勧誘された、断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースが多く見られます。

少し話を聞いてしまったらしつこく勧誘され、最終的には断ったのに一方的に自宅にアルバムが配送され、家族が受け取ってしまったというトラブルもあります。話を聞いてしまうと断りにくなってしまう。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。

注文や承諾していない商品が届いた場合は、代

金を支払わず受け取り拒否をしましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。

電話で勧誘されて購入した商品は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフによる無条件解約ができます。

困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活相談窓口(消費者ホットライン☎188)等にご相談ください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

平成31年度 消費生活講座

消費者の皆さんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供する講座を開催します。

回	日時	テーマ	場所
1	5月16日(木曜日) 13:30 ~ 15:00	【消費生活センター設立50周年プレ記念行事】 ●白熱教室@岡山県消費生活センター ～持続可能な開発目標SDGsと暮らし～ 講師：明治大学学長特任補佐 元地球環境問題担当特命全権大使 堀江 正彦	きらめきプラザ4階 401会議室
2	8月23日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	●「私は大丈夫!」の危険 ～消費者被害に遭う心理的要因～ 講師：広島大学大学院総合科学研究科 准教授 有賀 敦紀	
3	9月27日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	●健康寿命を延ばすヒント ～お口の手入れで素敵な笑顔～ 講師：小林製薬株式会社	
4	11月15日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	●快適な暮らしを送るための家事の大切さ 講師：花王株式会社	きらめきプラザ5階 消費生活センター 研修室
5	2月7日(金曜日) 13:30 ~ 15:00	●あなたも狙われている! 特殊詐欺 ～クイズで学ぶ撃退法～ 講師：岡山県くらし安全安心課 消費生活センター	

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は100名です。来場には公共交通機関をご利用ください。
参加費は無料です。日時、テーマ、講師、会場等が変更となる場合があります。

センターからの

2019
3・4月号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2019.3月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 賃貸住宅を退去するときのトラブル
- 成年年齢が18歳に引き下げられます!
～若者をターゲットとした悪質な勧誘に注意!～
- 地震に備えて家具や家電の転倒防止を!
- お風呂では子どもから目を離さないで!
- 介護ベッドや電動車いすの事故に注意しましょう!
- 天皇陛下の退位に便乗した商法に注意!
- 平成31年度 消費生活講座

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… 086 (226) 0999 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… 0868 (23) 1247 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30
(3月31日までは13:00～17:00)

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086 (227) 3715

e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

賃貸住宅を退去するときのトラブル

2年間住んだ学生マンションを退去した。家賃3万円、敷金3万円だったが、退去後に室内清掃、エアコン洗浄、窓ガラス交換、クロス・台所の床張替等の費用として敷金を引いた16万円を請求された。高過ぎるのではないかと。(倉敷市：女性)

賃貸住宅を退去するときには、清掃し、入居中に取付けた棚などの造作物を撤去します。また、入居中に不注意で付けた傷や汚れ、破損したもの等があれば、補修して建物を明け渡さなければなりません。借主にはこのような原状回復義務があります。この原状回復(修復)費用をめぐるトラブルが多く発生しています。

このため、国土交通省の原状回復ガイドラインでは、貸主と借主の負担区分について定めています。それによれば、クロス等の自然的な変色、設備の耐用年数経過による故障、建物・設備の経年変化による自然損耗等、借主の通常使用による損耗等は貸主負担です。一方、借主の不注意、タバコ・ペットによるクロスや畳の傷や汚れ等は借主負担とされています。

貸主から補修費用を請求されたときは費用明細や契約書等を確認し、上記のガイドラインを参考に話し合みましょう。

「入居時に既にあった傷や汚れなのに補修費用を請求された」というトラブルを防ぐために、入居時に貸主と借主が立ち会い、傷や汚れの有無を確認しましょう。立ち合い確認をしない場合でも、入退去時の状況が比較できるよう写真(日付け入り)を撮り記録しておくといでしょう。

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口(消費者ホットライン☎188)にご相談ください。

詳しくは

国民生活センター 賃貸住宅

検索



成年年齢が18歳に引き下げられます ～若者をターゲットとした悪質な勧誘に注意!～

2022年(平成34年)4月1日から民法の成年年齢が18歳に引き下げられます。

近年、若者をターゲットに、友人や先輩、SNSの友人などから連絡があり、カフェなどで「楽しんで稼ぎたくない?」「儲かっているよ」等と言われ、学生ローンなど消費者金融で借金をして契約させる連鎖販売取引(いわゆる「マルチ商法」)の消費者トラブルが多く発生しています。

■トラブルに遭わないために

- 知り合いだからといって安易に出かけて行くと、見知らぬ事業者を紹介され、断りづらい状況になるので注意しましょう。
- 不要な契約は、友人からの誘いでもはっきりと断りましょう。
- 世の中には「リスクがなく必ず儲かる」「楽をして稼げる」ことはありません。
- 「親や周りには内緒」「借金して契約」という話があったら要注意です。
 - ・高額な場合には、親や信頼のできる人に必ず相談しましょう。
 - ・学生ローンなど消費者金融で借りるように勧められたときには、直ちに断りましょう。
- 紹介料を得るために別の友人を紹介してはいけません。大切な友人関係が壊れてしまいます。
- 特定商取引法上の連鎖販売取引は、契約後20日間以内ならクーリング・オフが可能です。断り切れず契約したときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活相談窓口(消費者ホットライン☎188)等にご相談ください。

詳しくは [国民生活センター マルチ取引](#)

お金は、学生ローンで借りてきて。親には内緒ね。



お風呂では子どもから目を離さないで!

事例1 親が洗髪のため1分ほど目を離した間に、50センチ程お湯が入った浴槽で子どもがうつ伏せになり溺れていた。すぐに人工呼吸を行い救急車を呼んだ。(当事者:2歳)

事例2 兄二人と入浴していた子どもが浴槽に急に沈み、その後仰向けに浮いた。兄が親を呼んで浴槽から引き上げたが、子どもはけいれんし顔面そう白となっていたため救急要請をした。(当事者:3歳)

子どもの不慮の事故による死亡のうち、溺水は大きな割合を占めています。特に2歳以下の溺水事故のうち9割以上が浴槽で起こっており、3歳から6歳でも浴槽の事故が半数以上を占めています。

溺水事故は命に関わる重症のケースが多く、お風呂ではちょっとした油断が大きな事故につながるため、家庭内であっても注意が必要です。

■事故を防ぐために

- 子どもは声を出す余裕もなく静かに溺れるため、目を離していると周りの人でも気づきません。お風呂では子どもから目を離さないようにしましょう。
- 「親が洗髪をしているときは子どもを浴槽に入れない」「別の子どもの世話のために浴室を離れる際は、浴室に子どもを残さない」「子どもたちだけで入浴させない」などの対策が大切です。

心肺蘇生などの救命処置を日頃から学んでおきましょう。

詳しくは [消費者庁 子どもの事故防止](#) ※独立行政法人国民生活センター「子どもサポート情報第125号」から



地震に備えて家具や家電の転倒防止を!

熊本地震など近年発生した大規模地震について東京消防庁が行った調査では、負傷した人の3~5割が家具や家電の転倒・落下・移動によるものでした。また、転倒した家具等は退避経路を塞ぎ、避難の妨げになるため、地震に備えて家具や家電の転倒防止策を講じておくことは非常に大切です。

ところが、国民生活センターが自宅の家具や家電の固定状況を聞いたところ、半数の人は「危険だと思う家具や家電があるが固定していない」と回答しており、家具や家電の固定率は高いとはいえないのが現状です。

固定していない家具や家電は、震度5強以上の揺れになると倒れたり移動したりします。ガラスや食器などを収納する食器棚や大容量の貯湯タンクが転倒すると、人にけがをさせたり建物を壊したりするうえ、避難の妨げにもなります。早めに対策を実施しておきましょう。

- 家具類はできるだけ納戸やクローゼットなどに収納しましょう。
- 廊下や出入り口、寝室に物や家具類を置かないようにしましょう。
- 食器棚、タンス、冷蔵庫、テレビなどの家具や家電には、固定器具を用いた転倒防止策を施しましょう。
- 貯湯タンクを設置する際は、設置業者に、国土交通省告示による転倒防止策やメーカーが指定する転倒防止策を依頼しましょう。

詳しくは [国民生活センター 家具・家電の転倒防止策](#)



介護ベッドや電動車いすの事故に注意しましょう!

事例1 介護ベッドの隙間に手を入れたまま、リモコンでベッドの背上げ動作を行ったため、持ち上がったベッドマットと手すりの間に手を挟まれ重症を負った。

事例2 電動車いすで工事現場の誘導路を走行していた際に、運転を誤り工事用の穴に転落し死亡した。

高齢者が介護ベッドや電動車いすを使用中に、死亡・重傷事故が発生しています。高齢者の事故の原因の特徴として、製品の使い方によるものが半数を超えています。事故の防止には、高齢者本人が使い方に慣れるだけでなく、家族や周囲の方々の注意や使い方への理解も重要です。

■事故を防ぐために

- 介護ベッドの事故で最も多いのが、ベッド周りの隙間に頭や首など身体を挟まれる事故です。介護者はベッドの手すりなどの隙間に細心の注意を払いましょう。事故は介護者が使い方を誤ったり、目を離したりした際に発生することもあります。必要に応じて、あらかじめ保護カバーなどで隙間をなくすなどの対策を取りましょう。
- 電動車いすの事故では、走行中に用水路や斜面に転落したり、踏切内に立ち往生したりする事故が発生しています。電動車いすを購入した際には、操作や速度に慣れるまで十分練習を行い講習会にも参加しましょう。また、体調不良のときには運転させない、工事の道や踏切を横断するルートは極力控えさせるなど、家族や周囲の方々も気を配りましょう。

詳しくは、[政府広報オンライン](#)または[ナイト\(製品評価技術基盤機構\)のホームページ](#)

[高齢者 製品事故](#)

